

告 示

埼玉県選管告示第三十九号

平成二十七年八月九日執行の埼玉県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場におけるポスターの掲示を開始できる期日は、七月二十三日とする。

平成二十七年五月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次